

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第34号。以下「改正省令」という。）が平成17年3月22日に公布されました。

今回の改正は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、家庭用燃料電池についてその普及を図る観点から、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、ガスエンジン式発電設備の位置の基準を改正する等の所要の改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 燃料電池発電設備に関する事項

- 1 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。）を対象火気設備等として定めたこと。（第3条関係）
- 2 燃料電池発電設備については、その特性にかんがみ、不燃性の床等の上に設けることを要しないこととしたこと。（第6条関係）
なお、一部の市町村で既に基準を定めている逆火防止装置については、当該装置の設置に係る基準を定めないこととしたので留意すること。

- 3 主として一般家庭での使用が見込まれる出力10キロワット未満の固体高分子型の燃料電池発電設備のうち、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものについては、屋外において建築物から3m以上の距離を保つことを要しないこととしたこと。（第16条関係）

第二 ガスエンジン式発電設備に関する事項

屋外に設ける気体燃料を使用する内燃機関を原動力とする発電設備（出力10キロワット未満のピストン式によるもの）について、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものは、離隔距離の規定を適用し、建築物から3m以上の距離を保つことを要しないこととしたこと。（第16条及び第17条関係）

第三 施行期日等に関する事項

- 1 平成17年10月1日から施行することとしたこと。（附則第1項関係）

- 2 改正省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととすること。（附則第2項関係）